

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月11日  
京都府行政書士会

### I 感染予防対策

#### 1 共通事項

本会に、会長を本部長とする「新型コロナウイルスに関する緊急対策本部」を設置して、対応策を検討・実施する。

#### 2 行政書士会館への入館について

- (1) 入口に手指消毒設備を設置し、入館者に、アルコールによる手指消毒、検温を実施して、発熱者の来館を断る。

入口ロビーに来館者記録用紙を備え置き、来館者（研修参加者及び会議出席者を除く。）に氏名、連絡先等を記入し、用件先に提出するようにする。用件終了時に終了時刻を記入する。

研修参加者、会議出席者及び無料相談会相談者については、主催者が検温等の確認をする。

- (2) 会員からの書類の提出、月例報告等は、FAX、メール又は郵送で行うこととする。
- (3) 会員への払出物品の提供についても、払出申込、払出を郵送で行うこととする。
- (4) 登録申請用紙等をHPからダウンロードできるようにし、対面での交付・説明は行わないこととする。
- (5) 登録審査等対面で行う場合は、アクリル板による衝立を用いることとする。

#### 3 事務局職員の対策について

- (1) **出勤時に**、アルコールによる手指消毒のほか、検温を行うこととし、**接客時にはマスクを着用することとする。**
- (2) **必要に応じて**、シフト制による在宅勤務制を導入し、事務局体制を縮小することとする。

#### 4 会議について

- (1) 会務に関する会議は、メーリングリストでの情報交換、Web会議の開催を進め、集まっての会議を開催する場合には、人と人との間隔を1 m以上とすることとする。
- (2) 会館で開催できない大規模な会議を開催する場合は、外部会場で行うこととする。その場合、会場施設のガイドラインに従うものとする。
- (3) 開催する場合には、マスク着用を励行し、アルコールによる手指消毒の設備を整えることとする。
- (4) 会議出席者の検温状況を確認し、名簿に記録することとする。37℃以上の体温がある者は、参加してはならないものとする。マスク着用を指導する。会議議事録に、

検温状況の確認者及びマスク着用指導者の氏名を記載することとする。

(5) マイクを他人に渡す際は、その都度消毒を行うものとする。

#### 5 研修会、説明会について

(1) 会員を集めた研修・説明会等を開催する場合には、人と人との間隔を1 m以上とすることとする。

(2) 会館で開催できない大規模な研修会等を開催する場合は、外部会場で行うこととする。その場合、会場施設のガイドラインに従うものとする。

(3) マスク着用を励行し、アルコールによる手指消毒の設備を整えることとする。

(4) 研修参加者の検温状況を確認し、受講者名簿等に記録することとする。37℃以上の体温がある者は、参加してはならないものとする。マスク着用を励行する。研修会報告書に検温状況の確認者及びマスク着用励行者の氏名を記載することとする。

(5) オンライン配信による研修会の開催を進めることとする。

(6) マイクを他人に渡す際は、その都度消毒を行うものとする。

#### 6 無料相談会について

(1) 本会での無料相談会、各支部で行っている無料相談会は、万全の感染防止対策を**施すものとする**。

(2) 無料相談会の相談員の検温状況を確認し、名簿等に記録することとする。37℃以上の体温がある者は、参加してはならないものとする。従事に当たってはマスクを着用するものとする。

(3) 無料相談会の相談者の検温状況を確認し、記録に留めておくこととする。37℃以上の体温がある者については、相談を受けないものとする。相談者の連絡先を記録しておくこととする。

(4) 各市町村等とも協議して対応することとする。

#### 7 受託事業について

(1) 受託している窓口業務に従事する者は、自宅において検温を済ませ、執務前にも検温し、従事者名簿等に記録することとする。37℃以上の体温のある者は、従事してはならないものとする。執務においてはマスクを着用し、アルコールによる手指消毒を行うこととする。

(2) 窓口に、アクリル板等による遮蔽物を設置することとする。

(3) 来場者に、アルコールによる手指消毒を勧め、検温状況を確認し、記録に留めておくこととする。連絡先を記録しておくこととする。

(4) 郵送対応できるものは、郵送での処理ができないか委託者に要請する。

#### 8 相談員等派遣事業について

相談会等の開催については、主催者の意向に沿うが、相談員、来場者等の感染防止対策に万全を期するよう要望することとする。

## 9 その他

このガイドラインは、国、京都府等の新型コロナウイルス感染拡大対策の変更等に  
伴い、変更することとする。

## II 会員が感染した場合等の対応

### 1 PCR検査を受けた会員の責務等について

- (1) 会員は、感染の疑いがあるとして、又は濃厚接触者（新型コロナウイルス感染症のPCR検査等で陽性となった者（患者）と、感染の可能性のある期間（症状が出る2日前から入院等になるまでの期間）に接触し、患者と同居している者、長時間の接触があった者又は手で触れることのできる範囲（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触のあった者をいう。）としてPCR検査を受検することとなったときは、速やかに、事務局（閉局時にあつては所属部長、受託業務の責任者若しくは総務部長）に連絡するものとする。連絡に当たっては、検査を受ける日、検査結果の判明する日、今後の連絡先のほか、感染の疑いがある者にあつては症状の発現した日、その日から3日以前に会務、受託業務等に従事した業務、当該業務中に接触した一般市民の有無、共に業務に従事した会員の氏名等について、濃厚接触者にあつては濃厚接触者とされた原因の日、その日以後に会務、受託業務等に従事した業務、当該業務中に接触した一般市民の有無、共に業務に従事した会員の氏名等について、報告するものとする。連絡を受けた所属部長及び受託業務の責任者は、報告された事項を総務部長又は事務局に連絡するものとする。
- (2) 前記(1)の連絡を受けた事務局は、当該会員が所属している部署、従事している受託業務等について調査し、総務部長及び関係部長等（支部長を含む。以下同じ）に報告するものとする。
- (3) 前記(1)の連絡を受けた総務部長は、会長・副会長及び関係部長等に報告するとともに、事務局に連絡するものとする。連絡を受けた事務局は、当該会員が所属している部署、従事している受託業務等について調査し、総務部長に報告するものとする。
- (4) 前記(2)又は(3)の報告を受けた総務部長はその旨を会長及び副会長に報告するとともに、当該会員と連絡をとるものとする。
- (5) 前記(2)又は(3)の報告を受けた関係部長等は当該会員の会務、受託業務等の従事状況を調査し、当該会員と接触した可能性のある一般市民、会員等の有無、氏名等について把握し、総務部長又は事務局に報告するとともに、当該会員が従事している業務の関係機関に、従事者がPCR検査を受検した旨連絡するものとする。

### 2 検査結果が判明した場合について

- (1) 会員は、PCR検査の結果が判明したときは、その結果を総務部長、所属部長若しくは受託業務の責任者又は事務局に連絡するものとし、その連絡に当たっては、結果が陽性であった場合は入院先、連絡先等を、陰性であった場合はその旨、保健所等から指示された事項等を報告するものとする。結果の連絡を受けた所属部長及び受託業務の責任者は、報告された事項を総務部長又は事務局に連絡するものとする。

- (2) 前記(1)の連絡を受けた総務部長は会長、副会長及び関係部長等に報告し、事務局に連絡するものとし、前記(1)の連絡を受けた事務局は総務部長及び関係部長等に報告するものとする。
- (3) 前記(2)の報告を受けた総務部長は会長及び副会長にその旨を報告するものとする。
- (4) 前記(2)の報告を受けた関係部長等は前記 1 (5)により把握した事項を事務局に報告するとともに、当該会員が従事している業務の関係機関に検査結果を連絡するものとする。
- (5) 前記(4)の報告を受けた事務局はその報告に合わせて当該会員の直近10日間の研修会参加状況を取りまとめて、会長、副会長及び総務部長に報告するものとする。
- (6) 前記(3)及び(5)の報告を受けた会長、副会長及び総務部長は、当該会員が会務、受託業務に従事している場合及び研修会参加履歴がある場合は、今後の対応について協議し、総務部長はその結果を関係部長等及び当該会員に連絡するものとする。
- (7) 前記(6)の連絡を受けた関係部長等は、当該会員が従事している業務の関係機関に協議の結果を連絡するものとする。

### 3 保健所等から連絡があった場合について

- (1) 保健所等から、会員が感染した旨又は濃厚接触者になった旨の連絡があった場合は、連絡を受けた者は、直ちに、その旨総務部長、所属部長若しくは受託業務の責任者又は事務局に連絡するものとし、連絡を受けた所属部長又は受託業務の責任者はその旨総務部長又は事務局に連絡するものとする。
- (2) 前記(1)の連絡を受けた総務部長は、会長及び副会長に報告するとともに、当該会員と連絡を取り、事情を聴取するよう努めるものとし、事務局に、当該会員が所属している部署、従事している受託業務等について調査するよう指示するものとする。
- (3) 前記(1)の連絡又は前記(2)の指示を受けた事務局は、当該会員が所属している部署、従事している受託業務等について調査し、調査結果を総務部長及び関係部長等に報告するものとする。
- (4) 前記(3)の報告を受けた関係部長等は、当該会員の会務、受託業務等の従事状況を調査し、当該会員と接触した可能性のある一般市民、会員等の有無、氏名等について把握し、事務局に報告するとともに、当該会員が従事している業務の関係機関に従事者が感染した又は濃厚接触者となった旨を連絡するものとする。
- (5) 前記(4)の報告を受けた事務局は、その報告に合わせて当該会員の直近10日間の研修会参加状況を取りまとめて、会長、副会長及び総務部長に報告するものとする。
- (6) 前記(2)及び(5)の報告を受けた会長、副会長及び総務部長は、当該会員が会務、受託業務に従事している場合及び研修会参加履歴がある場合は、今後の対応について協議し、総務部長はその結果を関係部長等及び当該会員に連絡するものとする。
- (7) 前記(6)の連絡を受けた関係部長等は、当該会員が従事している業務の関係機関に協議の結果を連絡するものとする。

### 4 感染者が退院等した場合について

- (1) PCR検査の結果、陽性で入院等していた会員が退院等した場合は、その旨総務部長又は事務局に連絡するものとする。その際に、その後のことで入院先等から指示された事項についても連絡するものとする。
- (2) 前記(1)の連絡を受けた総務部長は、会長、副会長に報告し、事務局に連絡するものとする。
- (3) 前記(2)の報告を受けた会長、副会長及び総務部長は、当該会員が会務、受託業務に従事している場合は、今後の対応について協議し、総務部長はその結果を関係部長等及び当該会員に連絡するものとする。
- (4) 前記(3)の連絡を受けた関係部長等は、前記 2(4)及び前記 3(4)で連絡した関係機関に協議の結果を連絡するものとする。
- (5) 前記(1)の連絡を受けた事務局は、総務部長に報告するものとする。報告を受けた総務部長は、前記(2)のとおり、報告等をするものとする。

#### 5 会務、受託業務従事者の従事等について

- (1) 感染した会員は、退院等した日から1週間は、会務、受託業務等に従事し、本会主催の研修会等に参加してはならないものとする。ただし、オンラインの利用等他人との接触機会のない状態での従事又は参加の場合は、この限りでない。
- (2) 濃厚接触者としてPCR検査を受検し、陰性であった会員は、濃厚接触者とされた原因の日から1週間は、会務、受託業務等に従事し、本会主催の研修会等に参加してはならないものとする。濃厚接触者とされた原因の日から2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、この限りでない。この場合においては、濃厚接触者とされた日から1週間は、会務、受託業務に従事し、本会主催の研修会等に参加しないよう努めるものとする。ただし、オンラインの利用等他人との接触機会のない状態での従事又は参加の場合は、この限りでない。

#### 6 会務、受託業務等に発熱により欠席する旨の連絡があった場合について

- (1) 会務、受託業務等の従事者から、発熱により従事を欠席する旨の連絡を受けた責任者は、速やかに、事務局に連絡するものとする。
- (2) 前記(1)の連絡を受けた事務局は、その旨総務部長に連絡するものとする。
- (3) 前記(2)の連絡を受けた総務部長は、当該会員に対し、状況を聴取し、感染していることも考慮して医療機関での受診を勧め、発熱が治まった場合、医療機関で受診した場合、PCR検査を受検した場合など状況の変化があった場合には連絡するよう指示するものとする。